
遠軽地区広域組合ごみ焼却施設
長期包括的運営委託事業
要求水準書

平成 29 年 3 月 6 日
遠軽地区広域組合

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業
《要求水準書》
目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 事業概要	1
第 2 節 一般事項	2
第 3 節 対象施設及び処理対象物	9
第 4 節 運営・維持管理業務条件	9
第 5 節 運営期間終了時の取扱い	10
第 2 章 運営・維持管理体制	12
第 1 節 全体組織計画	12
第 2 節 労働安全衛生・作業環境管理	13
第 3 節 防火管理	13
第 4 節 防災管理	14
第 5 節 施設警備・防犯	14
第 6 節 連絡体制	14
第 3 章 受入業務	15
第 1 節 受付管理	15
第 2 節 計量	15
第 3 節 案内・指示	15
第 4 節 料金徴収代行	15
第 5 節 受付時間（搬入時間）	15
第 4 章 運転管理業務	16
第 1 節 運転管理体制	16
第 2 節 運転条件	16
第 3 節 処理対象物の受入	17
第 4 節 搬入物の性状分析等	17
第 5 節 搬入管理	17
第 6 節 適正処理	17
第 7 節 適正運転	18
第 8 節 災害発生時等の協力	18
第 9 節 搬出物の性状分析等	18
第 10 節 運転計画の作成	18
第 11 節 運転管理マニュアル	18
第 12 節 運転管理記録の作成	18
第 13 節 教育訓練	19
第 14 節 運営準備期間の運転管理等	19
第 15 節 各種基準値を満足できない場合の対応	19

第5章 維持管理業務	21
第1節 備品・什器・物品・用役の調達	21
第2節 備品・什器・物品・用役の管理	21
第3節 施設の機能維持	21
第4節 機器台帳の作成・管理	21
第5節 点検・検査計画	21
第6節 点検・検査の実施	22
第7節 補修に関する考え方	22
第8節 補修計画の作成	22
第9節 補修の実施	23
第10節 施設の保全	23
第11節 機器更新	23
第12節 改良保全	24
第13節 精密機能検査	24
第14節 長寿命化計画の作成	24
第6章 環境管理業務	25
第1節 環境保全基準	25
第2節 環境保全計画	25
第3節 作業環境管理基準	25
第4節 作業環境管理計画	25
第7章 情報管理業務	26
第1節 運転記録報告	26
第2節 点検・検査報告	26
第3節 補修・更新報告	26
第4節 環境管理報告	26
第5節 作業環境管理報告	26
第6節 施設情報管理	27
第7節 その他管理記録報告	27
第8章 その他関連業務	28
第1節 清掃	28
第2節 除雪	28
第3節 植栽等の管理	28
第4節 見学者対応	28
第5節 住民対応等	28
第6節 モニタリング	29
第7節 協議会等の設置	29
第9章 組合の業務	30
第1節 本件事業において組合の実施する業務	30
第2節 業務遂行状況等のモニタリングの実施	30

第 1 章 総則

要求水準書は、組合が本件事業を実施する落札者の募集・選定にあたり入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものであり、本件事業において整備する本件施設の本業務に関して、組合が本件事業に係る事業契約を締結する落札者の構成員により設立される事業者に対して要求するサービス水準を示し、入札参加者の提案に指針を与えるものである。

なお、本件事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を発揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

また、要求水準書は、本件事業の基本的な内容について定めるものであり、本件事業の目的達成のために必要な業務等については、要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任において全て完備し、遂行するものとする。

要求水準書で用いる用語は、要求水準書に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書に定義された意味を有するものとする。

第 1 節 事業概要

1 一般概要

本業務は、本件施設に関し、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。事業者は、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した運営・維持管理を行うものとする。なお、本業務の実施にあたり、事業者が遵守すべき基本方針は、以下のとおりである。

- (1) 環境負荷の低減及び周辺環境の保全を確保
- (2) 適正な処理及び安全な維持管理の実現
- (3) 循環型社会の確立への寄与
- (4) 地域住民からの信頼の確立
- (5) ライフサイクルコストの縮減

2 事業名

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業

3 対象施設

ごみ焼却施設 : 准連続燃焼式焼却施設 (ストーカ炉)
32 t / 日 (16 t / 16h × 2 系列)

4 事業実施場所

北海道紋別郡遠軽町向遠軽 297 番 1 ほか

5 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、受入業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務である。

6 組合の業務範囲

- (1) 業務遂行状況等のモニタリング業務
- (2) 処理対象物の搬入業務
- (3) ごみ処理に伴う処分業務
- (4) 住民対応業務
- (5) 見学者対応業務（行政視察に限る。）
- (6) 業務委託料の支払業務

なお、詳細は、「第9章 組合の業務」を参照のこと。

7 事業期間

運営準備期間：事業契約締結日（平成29年9月末を予定。）から平成29年12月31日までの約3ヶ月間とする。

運営期間：平成30年1月1日から平成45年3月31日までの15年3ヶ月間とする。

第2節 一般事項

1 公害防止基準

本件施設の公害防止基準は、以下のとおりである。ただし、これらを踏まえ、事業提案書により公害防止基準を上回った保証値を設定した場合には、これを本件施設の公害防止基準とする。

(1) 排ガス基準値

表 1.2.1 排ガス基準

項目	基準値
ばいじん量	0.01 g/m ³ N 以下 (O ₂ 12%換算)
硫黄酸化物	50 ppm 以下 (O ₂ 12%換算)
窒素酸化物	150 ppm 以下 (O ₂ 12%換算)
塩化水素	100 ppm 以下 (O ₂ 12%換算)
一酸化炭素	30 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下 (O ₂ 12%換算)
水銀	50 μg/m ³ N (O ₂ 12%換算)

(2) 排水基準値

水質汚濁防止法及びダイオキシン類特別措置法に基づくものとする。

(3) 騒音基準値

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表 1.2.2 騒音基準

昼 間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～翌日午前 6 時
60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

(4) 振動基準値

敷地境界線上で下記の基準値以下とする。

表 1.2.3 振動基準

昼 間 8 時～19 時	夜 間 19 時～8 時
60 デシベル	55 デシベル

(5) 悪臭基準値

敷地境界線上で以下の基準値以下とする。

表 1.2.4 悪臭基準

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

(6) 処理生成物基準

ア 飛灰固化物の溶出基準値

表 1.2.5 飛灰固化物の溶出基準

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005 mg/L 以下
カドミウム	0.3 mg/L 以下
鉛	0.3 mg/L 以下
六価クロム	1.5 mg/L 以下
ひ素	0.3 mg/L 以下
セレン	0.3 mg/L 以下

イ 飛灰固化物の含有量基準値

ダイオキシン類 3ng-TEQ/g 以下

2 用役条件

本件施設における用役条件は、以下のとおりである。なお、これらの調達等については、事業者自らの費用と責任において行うこと。

(1) 給排水

給水については、生活用水は上水、プラント用水は上水及び雨水とする。

また、排水については、生活排水及びプラント排水はプラント水として再利用し、ごみ汚水は炉内噴霧またはごみピット返送とする。

(2) 電力（予定）

契約種別 : 高圧電力

契約電力 : 420kW

供給方式・電圧 : 交流 3 相 3 線式、6.6kV、50Hz、1 回線

(3) 燃料

A 重油とする。

(4) 電話

事業者用回線は、必要分を事業者が電話会社から新規に調達する。

3 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。

4 本業務の実施

本業務については、事業者自らが主体的に実施することとし、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる業務（本件施設の運

転管理、用役管理、日常的な設備の点検・検査等をいい、補修・更新工事等の外注工事は除く。)を除く業務については、事業者があらかじめ書面により、当該業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 要求水準書の遵守

事業者は、事業期間中にわたり、要求水準書に記載される要件を遵守すること。

6 関係法令等の遵守

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。

7 生活環境影響調査書の遵守

事業者は、「ごみ焼却施設生活環境影響調査（平成 26 年 3 月）（以下「生活環境影響調査書」という。）」を遵守すること。また、組合が実施する事後評価又は事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、対策を講じること。

8 官公署等の指導等

事業者は、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

9 官公署等への申請

事業者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出すること。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

10 組合及び官公署等への報告

事業者は、施設の運営・維持管理に関して、組合及び官公署等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、官公署等からの報告、記録、資料提供等の要求については組合の指示に基づき対応すること。

11 組合への報告・協力

- (1) 事業者は、施設の運営・維持管理に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出すること。
- (2) 事業者の定期的な報告は、「第 7 章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第 2 章 第 4 節 防災管理」に基づくこと。

12 周辺施設整備等への協力

事業者は、事業用地内及び周辺で組合等が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.3 組合の検査

組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.4 マニュアル及び計画書等の作成

本業務遂行において事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、組合との協議により作成すること。なお、組合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに組合の承認を得ること。

(1) 業務マニュアル

事業者は、本業務の実施に先立ち、運営期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、要求水準書等に示された要求水準に対して事業提案書において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を、本業務の各業務に関して作成した上、組合に提出し、組合の承諾を得ること。

なお、事業者は、業務マニュアルの内容を変更する場合には、事前に組合の承諾を得ること。

(2) 業務計画書（業務実施計画書）

ア 事業者は、各事業年度が開始する 30 日前までに、各業務に係る業務計画書（最初の事業年度に関して、「業務実施計画書」という。）を作成して、組合に提出し、各事業年度が開始する前に組合の承諾を受けること。また、事業者は、組合の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、組合の承諾を受けること。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、組合と事業者の協議により定めるものとする。

イ 業務計画書に含むべき内容は、表 1.2.6 のとおりである。なお、業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、組合と事業者の協議により定めるものとする。

表 1.2.6 業務計画書に含むべき内容（参考）

業 務	業務計画書
1) 運転管理業務関連	<ul style="list-style-type: none">・ 業務実施体制表・ 月間運転計画、年間運転計画・ 運転管理マニュアル・ 運転管理記録様式・ 日報、月報、年報様式
2) 維持管理業務関連	<ul style="list-style-type: none">・ 業務実施体制表・ 調達計画・ 点検検査計画・ 補修・更新計画・ 長寿命化計画 <p>} 維持管理計画</p>

業 務	業務計画書
3) 環境管理業務関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全基準 ・ 環境保全計画 ・ 作業環境基準 ・ 作業環境保全計画
4) 情報管理業務関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種報告書様式 ・ 各種報告書提出要領
5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃要領・体制 ・ 防火管理要領・体制 ・ 緊急対応マニュアル ・ 自主防災組織体制表 ・ 防災訓練実施要領 ・ 事故報告書様式 ・ 施設警備防犯要領・体制 ・ 見学者対応要領・体制 ・ 住民対応要領・体制 ・ 安全衛生管理体制 ・ 安全作業マニュアル

(3) 業務報告書

事業者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、組合に提出すること。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、組合と事業者の協議により定めるものとする。

事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、事業者の事業所内に作成後事業期間にわたって保管すること。事業者は、組合の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を組合の閲覧又は複写に供すること。

1.5 本件施設における施工企業の所掌範囲

平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書（平成 27 年 1 月）（以下「発注仕様書」という。）で規定している施工企業の所掌範囲は、次の表のとおりであり、本件事業における事業者の業務範囲外となる。事業者は、これらの範囲に留意し、本業務を実施すること。また、事業者は、本業務の遂行において表 1.2.7 に示す範囲に抵触する内容を発見した場合には、速やかに組合に報告するとともに、書面にて詳細を取りまとめ、組合と協議を行うこと。

表 1.2.7 発注仕様書における施工企業の所掌範囲

No.	項目	発注仕様書における記載内容	備考
1	予備品及び消耗品	<ul style="list-style-type: none"> 予備品及び消耗品はそれぞれ明細書を添えて予備品 2 年間、消耗品 1 年間に必要とする数量を納入し、またこの期間での不足分は補充すること。 	平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書 P. 1-37
2	設計のかし担保	<ul style="list-style-type: none"> 設計のかし担保期間は原則として、引渡後 10 年間とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて施工企業の責任において、改善等すること。 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、組合と施工企業との協議のもとに施工企業が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は組合の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。 性能確認試験の結果、施工企業のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、施工企業の責任において速やかに改善すること。 	平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書 P. 24-33
3	施工のかし担保	<ul style="list-style-type: none"> プラント工事関係 プラント工事関係のかし担保期間は原則として、引渡後 2 年間とする。ただし、組合と施工企業が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含む) 建築工事関係のかし担保期間は原則として引渡後 2 年間とする。組合と施工企業が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。また、防水工事等については「公共建築工事共通仕様書(最新版)」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。 	平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書 P. 24-33
4	かし検査	<ul style="list-style-type: none"> 組合は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、施工企業に対しかし検査を行わせることが出来るものとする。施工企業は組合と協議したうえで、かし検査を実施しその結果を報告すること。かし検査にかかる費用は施工企業の負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし確認要領書により行うものとする。本検査でかしと認められる部分については施工企業の責任において改善、補修すること。 	平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書 P. 24-33
5	かしの改善・補修	<ul style="list-style-type: none"> かし担保 かし担保期間中に生じたかしは、組合の指定する時期に施工企業が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。 かし判定に要する経費 かし担保期間中のかし判定に要する経費は施工企業の負担とする。 	平成 27～29 年度ごみ焼却施設建設工事発注仕様書 P. 24-33

1 6 保険

事業者は、本件事業の運用上必要と考える保険に加入すること。加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

第3節 対象施設及び処理対象物

1 対象施設

本業務における対象施設は、本書において別段の定めがある場合を除き、本件施設の全ての施設・設備とする。

2 処理対象物

(1) 処理対象物及び処理対象量

処理対象物及び計画目標年次（平成30年度）の処理量は表1.3.1のとおりである。なお、本件事業においては運営期間にわたり、計画目標年次における処理対象量が搬入されるものとする。

本件施設への処理対象物の搬入は、遠軽町、湧別町、佐呂間町からの搬入、町民及び事業者の直接搬入である。

表 1.3.1 処理対象物及び計画目標年次における処理対象量

処理対象物	単位	計画処理量
一般可燃ごみ	t/年	6,894
可燃性粗大ごみ	t/年	764
可燃性残渣（破碎選別）	t/年	293
計画処理量計	t/年	7,951

(2) 計画ごみ質

本件施設の計画ごみ質は以下のとおりである。

表 1.3.2 計画ごみ質

項目		低質	基準	高質
水分	(%)	62.9	50.5	38.6
可燃分	(%)	30.7	42.9	53.3
灰分	(%)	6.4	6.6	8.1
低位発熱量	(kJ/kg)	5,730	9,000	12,390
	(kcal/kg)	1,370	2,151	2,961
単位容積重量	(kg/m ³)	—	200	—
元素組成 (%)	炭素	—	22.6	—
	水素	—	3.7	—
	酸素	—	14.9	—
	硫黄	—	0.1	—
	窒素	—	0.6	—
	塩素	—	1.0	—

第4節 運営・維持管理業務条件

1 本業務の指針となる図書の優先順位

本業務は、以下に基づいて行うものとする。

(1) 事業契約書

- (2) 要求水準書
- (3) 事業提案書
- (4) その他組合の指示するもの

※ 質問回答書において、上記図書の解釈等について言及されている場合は、該当箇所につき、上記図書に優先する。

2 提出書類の変更

運営期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うこと。

3 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために必要なものについては、全て事業者の責任において実施すること。

(2) 参考図書の取り扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである(表 1.2.6、表 2.1.1、表 5.9.1)。事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において実施すること。

(3) 契約金額の変更

上記(1)及び(2)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第5節 運営期間終了時の取扱い

1 運営期間終了時の機能検査

本施設は、30年間使用することを想定している。したがって、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、事業者は、第三者機関による機能検査を、組合の立ち会いの下に実施すること。

当該検査の結果、本件施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がなく、以下に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は運営期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本件施設が運営期間満了後の運営を担当する事業者(又は組合)において適切な点検、補修などを行いながら使用することに支障がある場合は、事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施すること。

- (1) 本件施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている(本件施設が「第1章第2節3基本性能」を満たしていることを指す。)
- (2) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

(3) 外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

2 運営期間終了後の運営方法の検討

(1) 組合は、運営期間終了の 36 箇月前から運営期間終了後の本件施設の運営方法について検討する。事業者は、組合の検討に協力すること。

(2) 組合が、運営期間終了後の本件施設の運営を自ら実施するか、又は公募などの方法により新たな事業者を選定する場合、事業者は、以下の事項に関して協力すること。

ア 新たな事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する事業者が所有する資料の開示

イ 新たな事業者による本件施設及び運営・維持管理状況の視察

ウ 運営期間中の引継ぎ業務（最長 3 箇月）

エ その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

(3) 事業者は、運営期間終了時に本件施設の運営に必要な用役（薬剤、油脂を含む。）を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。また、予備品については 2 年間、消耗品については 1 年間使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。

(4) 組合が運営期間終了後の本件施設の運営を自ら実施すること、又は公募に供することが適切でないと判断した場合、事業者は、本件施設の運営の継続に関して組合と以下に示す協議に応じること。

ア (1)の検討の結果、運営・維持管理業務の延長が必要となった場合は、組合は、事業者と本件事業の延長について協議を開始する。この場合において、運営期間終了日の 12 箇月前までに、組合と事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。

イ 本業務の延長に係る協議において、組合と事業者の合意が、運営期間終了日の 12 箇月前までに成立しない場合は、運営期間終了日をもって、本件事業は終了する。

(5) 組合が事業者と運営期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営期間終了後の運営・維持管理業務に関する業務委託料は、運営期間中の業務委託料に基づいて決定する。このために、事業者は、運営期間中の以下の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を速やかに提出すること。

ア 人件費

イ 運転経費

ウ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）

エ 用役費

オ 運営期間中の財務諸表

カ その他必要な経費

第2章 運営・維持管理体制

第1節 全体組織計画

- (1) 事業者は、本業務の実施に当り、適切な業務実施体制を整備すること。
- (2) 事業者は、本件事業の総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置すること。ただし、運営開始後2年間以上は、総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした焼却施設（ストーカ式、2炉以上）の総括責任者としての経験を有する者を配置すること。
- (3) 事業者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。
- (4) (3)における有資格者については、本件施設における電気事業法上の主任技術者に選任する。
- (5) 事業者は、その他本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置すること。

表 2.1.1 必要有資格者（参考）※¹

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	焼却施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全衛生推進者※ ²	事業場の衛生全般及び安全全般に係る管理（常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場）
防火管理者	施設の防火に関する管理者
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業の関する保安・監督
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
クレーン・デリック運転士	クレーン及びデリックの運転
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質の作業方法等の指導、排ガス処理設備等の点検、保護具の使用状況の監督

※¹：その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※²：提案内容により、適切な管理者を配置すること。

第2節 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事する労働者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等組合が定める者の同席を要すること。
- (6) 事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (7) 事業者は、本件施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。また、安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (8) 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (9) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (10) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告すること。
- (11) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (12) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催当たっては、事前に組合に連絡すること。
- (13) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第3節 防火管理

- (1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、

組合と協議の上、施設の改善を行うこと。特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

第4節 防災管理

- (1) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (2) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承認を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- (3) 事業者は、地震、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (4) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。
- (5) 事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第5節 施設警備・防犯

- (1) 事業者は、本件施設の警備体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- (3) 事業者は、本件施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。なお、組合の業務時間外の敷地出入口の警備も含むものとする。
- (4) 事業者は、夜間、休日の来訪者について、必要に応じて対応を行うこと。

第6節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第3章 受入業務

第1節 受付管理

- (1) 事業者は、廃棄物、薬剤等副資材、最終処分物等を搬入・搬出する車両を計量設備において記録・確認し、管理を行うこと。
- (2) 事業者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者に対して、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない直接搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに組合に報告すること。

第2節 計量

事業者は、廃棄物、薬剤等副資材、最終処分物等の計量が必要な搬入・搬出する車両を計量設備において計量し、その記録を管理すること。

第3節 案内・指示

事業者は、搬入車両に対し、降ろし場所について、案内・指示すること。

第4節 料金徴収代行

- (1) 事業者は、本件施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、組合が定める料金を、組合が定める方法で、組合に代わり徴収すること。
- (2) 事業者は、徴収した料金を組合が定める方法によって組合へ引き渡すこと。

第5節 受付時間（搬入時間）

- (1) 受付は、休日である日曜日、年末年始（12/31～1/3）を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後0時、午後1時から午後5時とする。
- (2) 祝日の受付時間については、(1)と同様とする。
- (3) 事業者は、組合が要請した場合には、(1)及び(2)の受付時間外であっても搬入に協力すること。

第4章 運転管理業務

事業者は、本件施設の各設備を適切に運転し、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される処理対象物を適正に処理するとともに、経済的運転に努めること。

第1節 運転管理体制

事業者は、本件施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備し、組合に報告すること。また、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

第2節 運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

1 年度別計画搬入量

年度別計画搬入量については、「第1章 第3節 2 (1)処理対象物及び処理対象量」を参照のこと。

2 計画ごみ質

計画ごみ質については、「第1章 第3節 2 (2)計画ごみ質」を参照のこと。

3 公害防止基準

公害防止基準については、「第1章 第2節 1 公害防止基準」を参照のこと。

4 用役条件

用役条件については、「第1章 第2節 2 用役条件」を参照のこと。

5 年間運転日数

施設の年間運転日数は、極力280日以上に努めるものとする。

6 運転時間

施設の運転時間は16h/日とする。

7 車両の調達等

組合は、本事業の実施に際し、下記の車両を無償で貸与する。事業者は、自賠責保険を含め維持管理に係る費用を負担するものとする。また、運営期間における当該車両の更新は、事業者の費用で行うものとする。なお、車両の選定に際しては、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両とすること。

表 4.2.1 貸与車両一覧

No.	車名	形式	形状	購入年月	走行時間	用途
					H28.5.11 現在	
1	キャブロー三菱	307B	油圧ショベル	平成 11 年 9 月	6,809 h	可燃粗大ごみ投入作業
2	日立建機	HR1200SG	自走式二軸破砕機	平成 11 年 9 月	4,859 h	可燃粗大ごみ破砕作業

第 3 節 処理対象物の受入

事業者は、遠軽町、湧別町、佐呂間町からの搬入、町民及び事業者から直接搬入される処理対象物をごみピット等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れること。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うこと。

第 4 節 搬入物の性状分析等

搬入物の性状分析については、以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、本件施設に搬入された処理対象物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。
- (2) 分析項目は、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に基づくもの、種類組成 (wet)、元素組成及び低位発熱量 (実測) とする。
- (3) 頻度については、年 4 回以上 (3 ヶ月に 1 回以上) 実施する。

第 5 節 搬入管理

- (1) 事業者は、安全に搬入が行われるようにプラットホーム内等において、必要に応じて誘導員を配置する等、搬入車両に対して適切な誘導・指示を行うこと。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- (2) 事業者は、本件施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。また、ごみ区分の間違い等を発見した場合には指導を行うこと。
- (3) 事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。また、資源化が可能なものについては、資源化を行うこと。
- (4) 事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合は、組合に報告し、組合の指示に従って組合又は組合の指定する業者へ引き渡すまで場内にて保管すること。
- (5) 事業者は、直接搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- (6) 事業者は、組合が不定期に行う展開検査に協力すること。

第 6 節 適正処理

- (1) 事業者は、自走式二軸破砕機等の重機により、可燃性粗大ごみ等の前処理を行うこと。
- (2) 事業者は、関係法令、本件施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (3) 事業者は、本件施設の運転管理により発生する焼却灰、飛灰等が関係法令、公害防止

基準等を満たすように適正に処理すること。

第 7 節 適正運転

- (1) 事業者は、本件施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (2) 事業者は、本件施設の運転により発生した余熱を場内にて安全且つ安定的に利用すること。

第 8 節 災害発生時等の協力

事業者は、組合が震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物の処理を組合が実施しようとする場合、その処理に協力しなければならない。

また、雪害等その他不測の事態が発生し、本業務の実施に影響を及ぼす恐れがある場合には、速やかに組合にその内容を報告し、対応について協議を行うこと。

第 9 節 搬出物の性状分析等

事業者は、本件施設から搬出する焼却灰、飛灰固化物の量及び質について分析・管理を行うこと。なお、処理不適物は、量について管理を行うこと。

第 10 節 運転計画の作成

- (1) 事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承認を得ること（対象年度の前年の 9 月末日まで）。
- (2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承認を得ること（対象月の前月の 20 日まで）。
- (3) 事業者は、本件施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施すること。
- (4) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、計画を変更すること。

第 11 節 運転管理マニュアル

- (1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成（運営・維持管理業務開始日の 30 日前まで）し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。
- (2) 事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。

第 12 節 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成すること。

第 1 3 節 教育訓練

1 運転教育計画書の作成

事業者は、本件施設に関して、運営期間を通じた運転教育計画書を策定し、組合の確認を受けること。

2 運転教育の実施

事業者は、策定した運転教育計画書に基づき、事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行うこと。

第 1 4 節 運営準備期間の運転管理等

- (1) 事業者は、運営期間の開始に先立ち、運営準備期間中（本件施設の試運転期間中）に施工企業が作成した教育指導計画書に基づき、施工企業より本件施設の運転に必要な運転指導を受けること。詳細は、事業契約締結後、組合と事業者の協議により決定する。
- (2) 事業者は、運営準備期間中、施工企業が実施する本件施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験に関して、必要な協力を行なうこと。

第 1 5 節 各種基準値を満足できない場合の対応

1 要監視基準と停止基準

事業者は、本書の性能を満足した運転を行うこと。また、公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定すること。

なお、要監視基準又は停止基準を満足できないような事態が発生した場合には、速やかに組合に報告を行うこと。

(1) 対象項目

要監視基準及び停止基準の項目は、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭等とする。

(2) 基準値

停止基準の基準値は、「第 1 章 第 2 節 1 公害防止基準」における公害防止基準とし、要監視基準の基準値は、「第 6 章 第 1 節 環境保全基準」にて設定する環境保全基準とする。運転基準値は、事業提案書による。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、業務委託料の減額の対象としない。

表 4.6.1 排ガスに係る要監視基準及び停止基準

物質		運転基準値	要監視基準		停止基準	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N			1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.01	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。(一酸化炭素は4時間平均値)
硫黄酸化物	ppm				50	
窒素酸化物	ppm				150	
塩化水素	ppm				100	
一酸化炭素	ppm				30	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	—	—	—	1	定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
水銀	μg/m ³ N	—	—	—	50	

2 要監視基準を満足できない場合の復旧作業

要監視基準を満足できない場合、事業者は、以下に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 再度計測し要監視基準を満足しているかを確認する。
- (2) 基準を満足できない原因を把握し、組合に報告の上、対策を施す。
- (3) 継続して計測を行いながら復旧する。

3 停止基準を満足できない場合の復旧作業

停止基準を満足できない場合、事業者は、以下に示す手順で復旧を行うこと。

- (1) 本件施設を即時停止する。
- (2) 基準を満足できない原因を把握する。
- (3) 復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む）を作成し、組合の了解を得る。
- (4) 本件施設の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し、組合は検査を行う。
- (6) 試運転を行い、その報告書について組合の了解を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら復旧する。

第5章 維持管理業務

事業者は、搬入される処理対象物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本件施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うこと。

第1節 備品・什器・物品・用役の調達

- (1) 事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合に提出し、承諾を得ること。なお、調達の対象には、以下の事項も含むものとする。
 - ア 組合職員が使用する事務室・居室等の電球等物品費（組合職員が業務で使用する事務用品等は除く。）
 - イ 組合職員が使用する電気料金、水道料金
- (2) 事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うこと。
- (3) 事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該調達計画を適宜変更することができる。
- (4) 調達計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び事業者の協議により決定する。

第2節 備品・什器・物品・用役の管理

- (1) 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (2) 事業者は、組合が建設時等に調達した備品・什器・物品を本件事業を実施する範囲において無償で使用することができる。詳細は、組合と事業者の協議により決定する。
- (3) 事業者が使用する備品類（机・ロッカー・TV等）は、必要な時期（必要な時期とは、事業者が本件事業において必要と考える時期であり、運営準備期間も含むものとする。）に本業務において調達・購入すること。なお、事業者は、事業期間終了時に適切に備品類の財産処分を行うこと。

第3節 施設の機能維持

事業者は、本件施設の基本性能を運営期間にわたり確保・維持すること。

第4節 機器台帳の作成・管理

- (1) 事業者は、本件施設の設備、機器に係わる機器台帳を作成し、管理すること。
- (2) 事業者は、点検、検査、補修、更新の結果に基づき、機器台帳を改訂し、改訂した機器台帳を組合に提出すること。

第5節 点検・検査計画

- (1) 事業者は、点検及び検査を本件施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画（各年度、運営期間を通じたもの）を作成し、組合に提出

- すること。作成した点検・検査計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うこと。
 - (3) 事業者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。
 - (4) 点検・検査計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び事業者の協議により決定する。

第6節 点検・検査の実施

- (1) 事業者は、点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて、点検・検査を実施すること。
- (2) 事業者は、日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 事業者は、点検、検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして残すとともに、運営期間終了後に組合に譲渡する。
- (4) 事業者は、点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (5) 事業者は、組合が指示する場合、事業者は、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

第7節 補修に関する考え方

- (1) 補修は、本件施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も適正に本件施設の運営ができるようにすることを目的とする。
- (2) 事業者は、運営期間満了の3年前に運営期間終了後の補修計画書を作成すること。なお、本計画書作成にあたっては組合も協力する。
- (3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については、組合と協議すること。
- (4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については組合と協議すること。

第8節 補修計画の作成

- (1) 事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、点検・検査結果に基づき運営期間を通じた補修計画を毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得ること。
- (4) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。
- (5) 補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び事業者の協議により決定する。

第9節 補修の実施

- (1) 事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、本件施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うこと。
- (2) 事業者は、補修に際して、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 事業者は、各設備・機器の補修履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に組合に譲渡する。
- (4) 事業者は、補修結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (5) 事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである(表 5.9.1 補修の範囲(参考))
 - ア 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整
 - イ 設備が故障した場合の修理、調整
 - ウ 再発防止のための修理、調整

表 5.9.1 補修の範囲 (参考)

作業区分		概要	作業内容(例)	
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分的な分解点検検査 ・ 給油 ・ 調整 ・ 部分取替 ・ 精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全(突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全(事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※：表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいずれにも該当する。

第10節 施設の保全

事業者は、本件施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

第11節 機器更新

- (1) 事業者は、運営期間内における本件施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、運営期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。

- (4) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合と事業者の協議により決定する。
- (5) 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (6) 事業者は、更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (7) 事業者は、機器更新の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営期間終了後に組合に譲渡する。

第 1 2 節 改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、組合と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

第 1 3 節 精密機能検査

- (1) 事業者は、自らの費用負担により、本件施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- (2) 事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 事業者は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件事業終了後、組合に無償で譲渡すること。
- (4) 事業者は、精密機能検査の結果を踏まえ、本件施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

第 1 4 節 長寿命化計画の作成

- (1) 事業者は、本件施設に係る長寿命化計画（本件施設の使用期間を通じたもの）を作成し、組合に提出すること。作成した長寿命化計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、本業務の実施により、見直しが必要な場合には、長寿命化計画を更新し、組合に提出すること。更新した長寿命化計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 長寿命化計画の作成期限、使用期間、記載事項等の詳細は、組合及び事業者の協議により決定する。

第6章 環境管理業務

事業者は、本件施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うこと。

第1節 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止基準、関係法令、生活環境影響調査書等を遵守した環境保全基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合、組合と協議すること。

第2節 環境保全計画

- (1) 事業者は、運営期間中、本件施設からの排ガス、騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第3節 作業環境管理基準

- (1) 事業者は、ダイオキシン類対策特措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合、組合と協議すること。

第4節 作業環境管理計画

- (1) 事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

第7章 情報管理業務

事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切に情報管理業務を行うこと。

第1節 運転記録報告

- (1) 事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物排出量（最終処分物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目を組合と協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、運転記録関連データを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第2節 点検・検査報告

- (1) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目を組合と協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、点検・検査関連データを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第3節 補修・更新報告

- (1) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目を組合と協議の上、決定すること。
- (4) 事業者は、補修、更新関連データを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第4節 環境管理報告

- (1) 事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目を組合と協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、環境管理関連データを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第5節 作業環境管理報告

- (1) 事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- (2) 事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目を組合と協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、作業環境管理関連データを法令等で定める年数又は組合との協議による年

数保管すること。

第6節 施設情報管理

- (1) 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について組合と協議の上、決定すること。

第7節 その他管理記録報告

- (1) 事業者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- (2) 事業者は、提出頻度・時期・詳細項目を組合と別途協議の上、決定すること。
- (3) 事業者は、組合が要望する管理記録を法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

第 8 章 その他関連業務

事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切に関連業務を行うこと。

第 1 節 清掃

事業者は、本件施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。なお、本件施設内の電球等の備品等の調達、購入、補充等を含むものとする。

第 2 節 除雪

事業者は、必要に応じて本件施設内及び組合が指定する範囲の除雪作業を行うこと。なお、除雪作業は、日常業務に支障を来さないように行うこと。

第 3 節 植栽等の管理

事業者は、本件施設内及び組合が指定する範囲の植栽等について、樹木等の剪定、刈込、枝打ち、害虫駆除、除草、施肥等により適正に維持管理し、良好な美観及び環境を保持すること。

第 4 節 見学者対応

事業者は、施設の見学を希望する者の受付、説明や案内を実施すること。なお、行政視察の対応は、組合にて行うものとするが、事業者は、組合から協力の要請があった場合には、必要な協力を行うこと。

なお、基本的に年末年始（12月31日から1月3日）、土曜日、日曜日及び祝日は見学者の対応は行わないものとする。

第 5 節 住民対応等

- (1) 事業者は、周辺の住民の理解を得るため、常に適切な運営・維持管理を行うこと。
- (2) 事業者は、住民等による意見等を事業者が受け付けた場合には、速やかに組合に報告することとし、意見等への対応については、原則として組合が行う。ただし、事業者は組合から要請があった場合には必要な協力を行うこと。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 4 にもとづいて、本件施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、事業者は速やかに対応し、その結果等を組合に報告すること。
- (4) 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 にもとづいて組合が行う、本件施設の維持管理状況に係る情報公開に必要な資料（ホームページ掲載用 html データを含む。）を作成し、組合に提出すること。

第6節 モニタリング

事業者は、本件事業が適正に行われていることを自らも確認すること。

第7節 協議会等の設置

- (1) 事業者と組合は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会等を設置する。詳細については、事業者の提案を踏まえ、組合、事業者との協議により定めるものとする。
- (2) 事業者と組合は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

第9章 組合の業務

第1節 本件事業において組合の実施する業務

(1) 業務遂行状況等のモニタリング業務

組合は、本件事業の実施状況の監視を行う。組合が行う業務遂行状況等のモニタリングに要する費用は、組合負担とする。

(2) 処理対象物の搬入業務

組合は、構成町をして処理対象物を本件施設に搬入する。

(3) 住民対応業務

組合は、周辺住民などの対応を行う。

(4) 見学者対応業務（行政視察に限る。）

組合は、行政視察の対応を行う。

(5) 業務委託料の支払業務

組合は、業務遂行状況等のモニタリングに応じて、事業者にも業務委託料を支払う。

第2節 業務遂行状況等のモニタリングの実施

1 運営期間中

組合は、事業者による本業務の状況が、事業契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために本業務の監視を行う。事業者は、組合の行う業務遂行状況等のモニタリングに対して、必要な協力を行う。

(1) ごみ処理状況（ごみ量、ごみ質等）

(2) 運転状況

(3) 各種用役

(4) 保守、点検状況

(5) 安全体制、緊急連絡などの体制

(6) 安全教育、避難訓練などの実施状況

(7) 事故記録と予防保全の周知状況

(8) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況

(9) 各設備不具合事項への対応状況

(10) 公害防止基準などの各基準値への適合性

(11) 環境モニタリング

(12) 事業運営状況及び評価（決算報告書及び環境報告書）

2 運営期間終了時

運営期間終了時には、組合は事業者から提示された各種計画の実施状況を確認し、事業者による本件施設の機能検査などの結果を踏まえて本件施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行う。

(1) 本件施設の機能状況

(2) 本件施設の耐用度

(3) 事業継続に係る経済性評価